

## 茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、物価高騰や自動車運転業務の時間外労働時間の上限規制の適用による影響を受けている県内の中小物流事業者が行う業務効率化に資する取組に対して、予算の範囲内で、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業（以下「支援事業」という。）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) 中小貨物運送事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項から第4項に定める、需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の経営の届出を行った者で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の者をいう。

#### (2) 中小倉庫事業者

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に定める倉庫業を営み、第3条の規定に基づく登録を受けた者で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の者をいう。

#### (3) 事業協同組合及び事業協同小組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項及び第1項の2に定める組合のうち、中小貨物運送事業者または中小倉庫事業者を組合員とする者をいう。

#### (4) 中小物流事業者

中小貨物運送事業者及び中小倉庫事業者並びに事業協同組合及び事業協同小組合をいう。

### (交付対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、県内に主たる事業所を有する中小物流事業者とし、補助金の交付

申請を行う時点において、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議において定めるパートナーシップ構築宣言公表要領に基づき宣言を行い、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト上で当該宣言が公表されているものとする。

#### (補助金の不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうち条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者
- (4) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

#### (交付対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、第1条の趣旨に沿って、対象事業者が令和7年（2025年）1月31日までの間に実施する物流の効率化に資する取組とし、内容は別表に掲げるとおりとする。

#### (交付額)

第6条 補助金の額は、補助金の交付の決定の日以降における別表に掲げる事業の経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「対象経費」という。）の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は2,000,000円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

### (交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に定める添付資料を添えて、令和6年（2024年）7月31日までに申請を行わなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 中小物流事業者であることが確認できる書類（法人の場合は直近の確定申告における法人事業概況説明書及び申請日以前3か月に発行された履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は直近の確定申告書又は開業届及び免許証の写しなどの本人確認書類）
- (3) 「パートナーシップ構築宣言」の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (宣誓・同意事項)

第8条 申請者は、次の各号に掲げるすべての事項について宣誓又は同意するものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、補助金を交付しない。

- (1) 第3条に規定する対象者事業者であること。
- (2) 第4条に規定する補助金の不交付要件に該当しないこと。
- (3) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- (4) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- (5) 補助金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。
- (6) 虚偽や不正な手段により補助金を受給した場合には、補助金の返還を行うこと。
- (7) 知事が、不正受給により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付の命令なされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (8) 不正受給と判断された場合、事業者名等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。
- (9) 補助金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
- (10) 県及び県内市町村における事業者補助施策の検討・推進にあたり、提出した情報が活用される場合があること。

### (交付決定等)

第9条 知事は、第7条の規定による申請があつたときは、審査の上、その適否を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、補助金の交付をしない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査は、別に設置する支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行うものとする。

なお、審査委員会の組織及び運営については、支援事業審査委員会設置要項(以下「設置要項」という。)において定める。

### (支援事業の採択基準)

第10条 支援事業は、設置要項に定める基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

### (実績報告)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「支援事業者」という。)は、支援事業実績報告書(様式第5号)に、次に定める添付資料を添えて、事業の完了後20日以内又は令和7年(2025年)2月14日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) 補助金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

(3) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の支払)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額が確定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により補助金を交付する。

### (調査・提供)

第13条 知事は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要と認められるときは、申請者等関係者にその報告を求めるとともに書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、補助金の交付に関する情報について、法令等に基づき、国及び地

方公共団体等に対して提供することができる。

#### (交付の変更)

第14条 支援事業者は、次に定める変更をしようとするときは、支援事業計画変更承認申請書(様式第7号)に第7条第1号及び第4号の書類を添付の上、知事に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減(増減額が10万円以内の場合を除く。)

#### (交付決定の取り消し等)

第15条 知事は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額に係る交付決定を取り消すことができる。

- (1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない補助金を受け、又は受けようとする場合、交付決定した補助金の全額
  - (2) 前号に該当しない場合であつて、支援事業者に交付されるべき補助金の額を超えて交付を受けた場合、当該交付されるべき額を超えて支払われた部分の額
- 2 知事は、前項第1号に該当すると認めたときは、同号に該当すると認めた日又は補助金の交付決定を取り消した日以後、当該者に補助金を交付しないものとする。
  - 3 知事は、第1項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

#### (補助金の返還等)

第16条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による取り消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前条第1項の規定による取り消しに基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額を、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 4 第1項の規定に基づく補助金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (財産処分等の制限)

- 第17条 規則第20条第2号及び第3号の規定により、機械及び重要な器具で知事が指定するもの並びにその他知事が定めるものは、取得し、又は効用の増加した価格が1件50万円以上のものとする。
- 2 規則第20条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
  - 3 支援事業者は、規則第20条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。
  - 4 知事は、前項の承認に際し、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (書類の整備等)

- 第18条 申請者は、対象事業の導入に係る費用を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類（領収書等）を整理保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、7年間（取得財産等のうち規則第20条規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保存しなければならない。
  - 3 処分制限財産については、財産管理台帳（別記様式第9号）を備え付けておかなければならない。
  - 4 申請者が法人であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。

(別表) ※第5条関係

対象事業	対象経費
<p>物流の効率化に資する取組であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付システム、配車計画システム等の導入</li><li>・ 効率的な運行管理に資するデジタルタコメーター、IT点呼システム等の導入</li><li>・ 手荷役作業の軽減に資するテールゲートリフター、フォークリフト等の導入</li></ul>	<p>システム導入費、資器材購入費、その他知事が必要と認める経費</p>



様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金交付申請書

茨城県中小物流事業者業務効率化補助金の交付を受けたいので、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 支援事業の目的

2 支援事業に要する経費  
補助金交付申請額

円  
円

以上

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 事業者の概要等

(1) 事業者（実施主体）の概要

商号又は名称				
商号又は名称（カナ）				
代表者役職及び氏名	役職		氏名	
郵便番号				
本社所在地				
電話番号			FAX 番号	
Web ページアドレス				
担当者の役職及び氏名	役職		氏名	
担当者メールアドレス				
資本金・出資金	円			
従業員数	人			
創業・創立日（西暦）	年 月 日			
主たる業種 （日本標準産業分類 中分類）	コード		名称	

(2) 経営状況表（直近2期分の実績）

	（前期）				（前々期）			
	20	年	月	～20	年	月	～20	年
① 売上高	円				円			
② 経常利益	円				円			
③ 当期純利益	円				円			



4 補助金所要額計算 ※補助対象経費がわかる書類を添付してください。

経費区分	(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) (A)×1/2 (千円未満 切捨)	(C) 補助上限額	(D) 補助金所要額 (B)又は(C) のいずれか 低い額	(E) 自己資金 (A)-(D)	(F) 自己資金の 内訳
	円					現金・預金 円
	円					その他 ( ) 円
合計	円	円	2,000,000 円	円	円	円

様式第3号（第9条関係）

中企第 号  
令和 年 月 日

様

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県中小物流事業者業務効率化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました標記補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第4号（第9条関係）

中企第 号  
令和 年 月 日

様

茨城県知事 大井川 和彦  
（ 公 印 省 略 ）

茨城県中小物流事業者業務効率化補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、審査の結果、交付しないことを決定しましたので通知します。

様式第5号（第11条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた支援事業が完了したので、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業実績書

1 事業者の概要等

(1) 事業者名

(2) 支援事業完了年月日

令和 年 月 日

(3) 支援事業の実績

(4) 申請者本人名義の振込先口座に関する情報

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ					
口座名義					

※ 法人の場合、法人名義の口座情報をご記入ください。（代表者個人名義は不可。）

2 補助金所要額計算

経費区分	(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) $(A) \times 1/2$ (千円未満 切捨)	(C) 補助上限額	(D) 補助基本額 (B) 又は (C) のいずれか 低い額	(E) 補助金 既交付決定額	(F) 補助金所要額 (D) 又は (E) のいずれか 低い額
	円					
	円					
合計	円	円	2,000,000 円	円	円	円

3 添付書類

事業の実施を証する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し及び写真



様式第7号（第14条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた支援事業の内容を下記のとおり変更したいので、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金交付要綱第14条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容 別紙のとおり

（注）変更の内容は、詳細に分かるよう新旧対比表を別紙で添付すること。

その他の添付書類については、交付申請時に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

様式第8号（第17条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

### 財産処分承認申請書

茨城県中小物流事業者業務効率化補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり処分したいので、茨城県補助金等交付規則第20条の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

### 記

#### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由
  
- (2) 今後の利用方法

#### 2 処分の対象財産

- (1) 事業実施主体
- (2) 財産の名称、所在、型式、数量
  
- (3) 事業費、補助金額、補助率
  
- (4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
  
- (5) 現況図面又は写真（添付）

#### 3 処分予定年月日 令和 年 月 日

#### 4 その他知事が必要と認める資料

様式第9号（第18条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業者名： \_\_\_\_\_

事業実施年度		令和 年度		県支援事業名		茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業						
事業の内容			工期（納期）		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
工種・構造 ・性能・施設区 分	施工箇所 又は 設置場所	事業 量	着工 （契約） 年月日	竣工 （納入） 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月 日	処分の 内容	
						県費	その他					
合計												

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。  
 5 本財産管理台帳は、処分制限期間を満了する年度の翌年度末まで保存すること。